

公立丹南病院組合規約

平成11年4月23日
福井県指令市第518号
福井県知事許可

改正 平成16年12月28日福井県指令市第1787号
平成17年 2月 1日福井県指令市第 141号
平成17年 9月29日福井県指令市第1373号
平成19年 4月 1日福井県指令市第 360号

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、公立丹南病院組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町)

第2条 組合は、次に掲げる市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

鯖江市 越前市 池田町 南越前町 越前町

(共同処理する事務)

第3条 組合は、公立丹南病院の設置、管理および運営に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、鯖江市に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、19人とし、関係市町の定数は、それぞれ次のとおりとする。

鯖江市	5人	越前市	5人
池田町	2人	南越前町	3人
越前町	4人		

(組合議員の選挙の方法)

第6条 組合議員は、関係市町の議会において、議員の中から選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員が属していた関係市町において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期とする。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織および選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者および会計管理者を置く。

2 管理者は、鯖江市長の職にある者をもって充てる。

3 副管理者は、鯖江市以外の関係市町の長および鯖江市副市長の職にある者をもって充てる。

4 管理者に事故あるとき、または管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指定した副管理者がその職務を代理する。

5 会計管理者は、鯖江市会計管理者の職にある者をもって充てる。

6 管理者および副管理者の任期は、関係市町におけるそれぞれの職の任期とする。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員および地方自治法第196条第1項の規定により、同項に定める識見を有する者のうちから選任される関係市町の監査委員の中からそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任される者にあっては、組合議員の任期とし、識見を有する者のうちから選任される関係市町の監査委員の中から選任される者にあっては当該市町の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(職員)

第10条 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって支弁する。

(1) 診療報酬

(2) 使用料

(3) 関係市町の負担金

(4) その他の収入

2 前項第3号の関係市町の負担金の額は、管理者が毎年度組合議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度における負担金の額は、この規約による改正後の公立丹南病院組合規約第2条の規定にかかわらず、南条町、今庄町および河野村がなお存続するものとみなして、南条町、今庄町および河野村がそれぞれ負担する額を算定して得た額の合計額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度における負担金の額は、この規約による改正後の公立丹南病院組合規約第2条の規定にかかわらず、平成17年1月1日施行の規約改正前の公立丹南病院組合規約第2条の規定により、廃置分合前の朝日町、宮崎村および越前町（以下「廃置分合前の町村」という。）がなお存続するものとみなして、廃置分合前の町村がそれぞれ負担する額を算定して得た額の合計額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度における越前市の負担金は、この規約による変更後の公立丹南病院組合規約第2条の規定にかかわらず、武生市および今立町がなお存続するものとみなして、武生市および今立町がそれぞれ負担する額を算定して得た額の合計額とする。

附 則

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。